

27 植物品種等海外流出防止総合対策・推進事業

【令和7年度予算概算要求額 185（157）百万円】

<対策のポイント>

我が国優良品種の海外への流出・無断増殖を防止するため、品種登録（育成者権の取得）や国内外の侵害対策、植物検疫の対応等に係る経費を支援するとともに、在来種等の保存、品種保護制度における特性調査・品種識別技術の高度化等を支援します。

<事業目標>

輸出重点品目の海外での1品種あたりの平均品種登録国数（2か国〔令和9年度まで〕）

<事業の内容>

1. 海外における育成者権の取得支援等

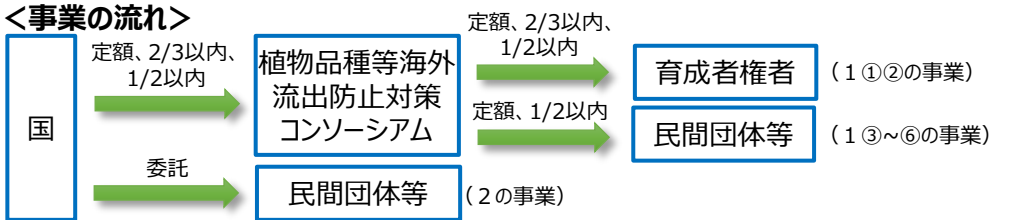
育成者権者や民間団体等による以下の取組を支援します。

- ① 海外出願
- ② 育成者権侵害対策
国内外の育成者権の侵害対策に向け、育成者権者が行う侵害疑義品の調査、権利行使に関する専門家への相談、防衛的許諾の活用等を支援します。
- ③ 植物検疫等対応準備
防衛的許諾に向け、当該国への種苗持ち込み時に、植物検疫で求められる無菌化された種苗の準備等の取組を支援します。
- ④ 種苗資源の保護
種苗生産の維持が困難である在来種（伝統野菜等）や優良品種の種苗資源の保存及び特性や遺伝子情報の評価等、遺伝資源保存活動を支援します。
- ⑤ 品種保護制度における特性調査・品種識別技術の高度化
品種登録審査や侵害立証における、遺伝子情報等を活用した精度の高い品種識別技術の開発・高度化等の取組を支援します。
- ⑥ 流通品種データベースの運用
登録品種から一般品種まで含めて、農業者等が流通名から容易に必要な情報を検索することができるデータベースの運用を支援します。

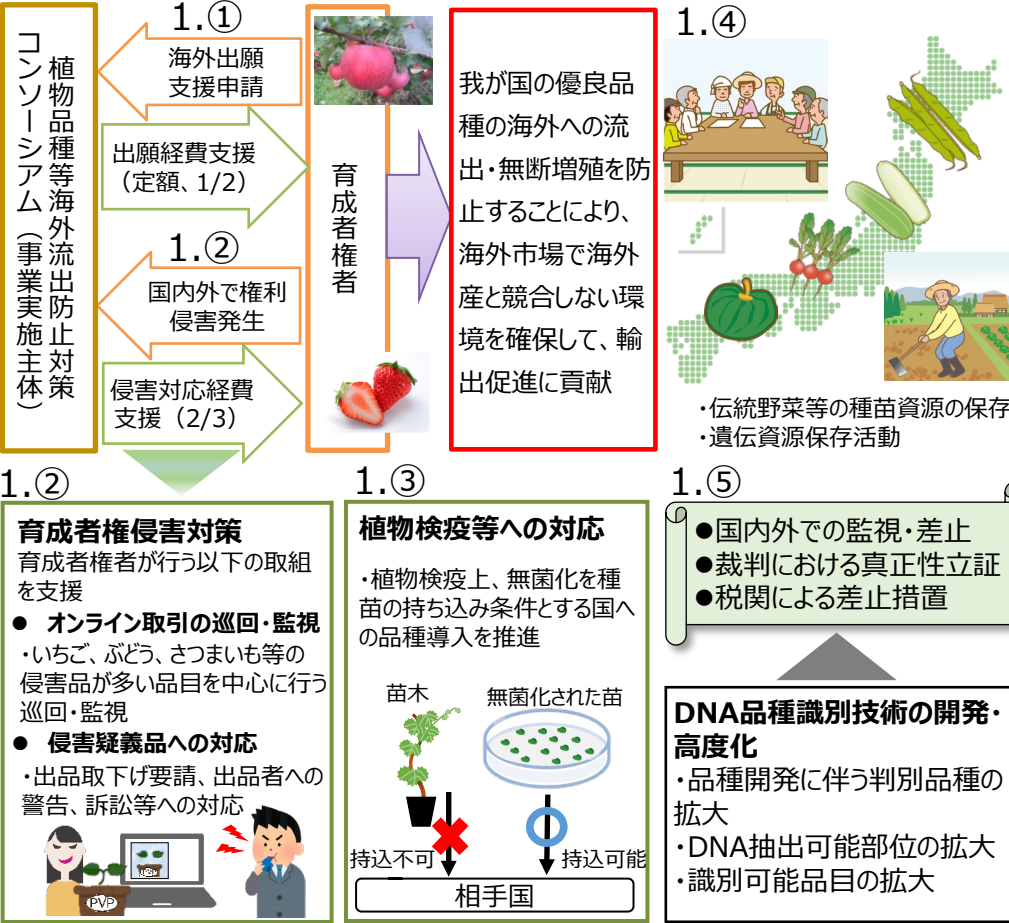
2. 育成者権保護のための環境整備

海外における品種保護に必要な技術的課題の解決や東アジア地域における品種保護制度の整備等、育成者権保護の環境整備に資する取組を実施します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】 輸出・国際局知的財産課（03-6738-6443）